

### 「経営Q & A」

#### 経営計画を作しましょう。

企業規模の大小、個人・法人組織に関係なく企業は経営計画を作ることが大切です。

**Q1 何故、経営計画は必要なのでしょう。**

A1 企業が目指す方向、あるべき姿、到達目標を掲げ、それを達成するために何をなすかを明記されているものです。経営の羅針盤になります。社長（代表者）以下全員の拠り所となります。

**Q2 誰が、計画を策定するのでしょうか。**

A2 社長（代表者）を中心に、社員も含めた夢を語りあう対等な議論の中から産み出されます。必要に応じ商工会の指導員を含む外部の専門家、取引先等の意見を参考にすることも大切です。

**Q3 計画はどの位の期間を想定したら良いのでしょうか。**

A3 10年では余りにも社会構造や経済動向等が読み切れず計画は絵空事になる可能性もあります。むしろ、3年～5年とした場合実現性が高いとともに予測と修正が利き易いでしょう。

**Q4 経営計画の概要は何でしょうか。**

A4 具体的な行動計画と経営計画を実現するための目標数値の設定が特に必要です。

**Q5 経営計画策定のプロセスはどうなるのでしょうか。**

A5 自社の内部・外部の環境分析をし、対応策としての戦略づくり、そして行動計画と予測財務数値を策定します。

最後に計画と実績を比較して対応策を検討します。

PDCA(下記)サイクルが重要です。

PDCAサイクル

P (PLAN)	プラン-----	経営計画を策定し修正する。
D (DO)	ドゥ -----	経営計画を周知徹底して実行する。
C (CHECK)	チェック-----	計画の進捗状況を管理する。
A (ACTION)	アクション----	計画と実績の乖離を分析、解決する。

詳しくは商工会にご相談下さい。

宮城県商工会連合会シニアアドバイザーセンター

### IT豆知識

#### 薄型テレビの選び方～フラスマ or 液晶？～

薄型テレビの購入を検討されている方の中には、「フラスマテレビ」と「液晶テレビ」のどちらを選ぶべきかお悩みの方も多いのではないのでしょうか？今回は、テレビの用途やライフスタイルから、その答えを見つけるヒントをご紹介します。

フラスマテレビは、奥ゆき感や引き締まった「黒」の再現性に優れているので、暗めのシーンが多い映画や紀行番組に向いており、スポーツなどの速い動きの映像もなめらかに表現にします。また、視野角が広く、斜め横からでもキレイに見ることができるので、大勢での視聴に適しています。

さらに、室内がある程度暗くなると明るくクッキリ見えるので、夕方から夜間の視聴やホームシアター用途に向いています。リビングで迫力ある映像を家族みんなで楽しみたいのであれば、フラスマテレビがよいでしょう。

一方、液晶テレビは、明るい映像の再現性に優れているので、ブラウン管テレビに近い感覚で楽しめます。

また、映り込みが少なく、明るい部屋や日が差し込む窓際でも鮮明な画面を保てるので、昼間の視聴に適しています。ニュースやバラエティ番組などをよくご覧になるのであれば、液晶テレビがよいでしょう。

宮城県商工会連合会嘱託専門指導員

志水 麻木

### 税のひとくち知識

#### 消費税等の額が区分記載された契約書等の記載金額

消費税の課税事業者が消費税及び地方消費税（以下「消費税額等」といいます。）の課税対象取引に当たって課税文書を作成する場合には、消費税額等が区分記載されているとき又は、税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等は印紙税の記載金額に含めないこととされています。なお、この取扱いの適用がある課税文書は、次の三つに限られています。

1. 第1号文書（不動産の譲渡等に関する契約書）
2. 第2号文書（請負に関する契約書）
3. 第17号文書（金銭又は有価証券の受取書）

具体的な例をあげて説明すると次のようになります。まず、広告の請負契約書に、「請負金額1,050万円うち消費税額等50万円」と記載したとします。この場合、消費税額等50万円は記載金額に含めませんので、記載金額1,000万円の第2号文書となり、印紙税額は1万円となります。

また、「請負金額1,050万円 税抜価格1,000万円」と税込価格及び税抜価格の両方を具体的に記載している場合についても、消費税額等が容易に計算できることから、記載金額は1,000万円となります。

しかし、消費税額等について「うち消費税額等50万円」とではなく、「消費税額等5%を含む。」と記載した場合には、消費税額等が必ずしも明らかであるとは言えませんので、記載金額は1,050万円と取り扱われ、第2号文書の場合、印紙税額は2万円となります。

次に、金銭の領収書に、「商品販売代金29,000円、消費税額等1,450円合計30,450円」と記載したとします。この場合、消費税額等の1,450円は記載金額に含めませんので、記載金額29,000円の第17号の一文書となります。したがって、記載金額が3万円未満ですから、非課税文書となり、印紙税は課税されません。

詳しいことは、お近くの商工会でお尋ね下さい。

嘱託専門指導員 星 武夫